

ひとり親家庭等医療費
助成金更新手続を忘れずに



7月からの受給資格の見直しを行うため、該当する方には6月中旬に申請書を送付しています（納税通知書の発送日が6月中旬となるため）。申請書を提出しない場合、助成が受けられなくなりますので御注意ください。

提出期限 6月30日（木）

対象者

- ・20歳に達する前日までの児童を扶養している母子家庭の母と児童
- ・20歳に達する前日までの児童を扶養している父子家庭の父と児童
- ・両親のいない児童（20歳に達する前日まで）

のいずれかであって、前年の所得に所得税が課せられていない世帯。ただし、課税されている場合でも、16歳未満の扶養親族1人当たり38万円、16歳から18歳の扶養親族1人当たり25万円を控除した結果、所得税が非課税となれば助成の対象となります。

その他

前年所得の状況により審査を行うので、申告をされていない方は、速やかに済ませてください。

提出・問合せ先
福祉事務所社会福祉係
(窓口⑥) ☎22216

重度心身障害者タクシー
利用料金の助成



市内に住所を有する在宅の重度障害者に、今年度末まで有効のタクシー利用券を交付します。

対象者

- ・身体障害者1級、2級の方
- ・療育手帳Aの方
- ・精神障害者1級、2級の方

※ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方、社会福祉施設等に入室されている方は除きます。

助成の内容

1乗車につき普通車タクシー初乗り運賃の利用券を1人につき24枚交付します。

申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳
- 又は精神障害者保健福祉手帳

利用できるタクシー会社

- ・伊豆急東海タクシー株式会社
- ・株式会社栄協
- ・ヒフミタクシー株式会社
- ・社会福祉法人春栄会 ケアセンターうばめ楯（介護タクシー）

申請・問合せ先
福祉事務所障害福祉係
(窓口⑥) ☎22216

住まいが被害を受けたとき 最初にすること



○家の被害状況を写真で記録しましょう

災害で住まいが被害を受けたときは、被災者の方々が1日でも早く日常の生活を取り戻せるように、市でも様々な支援に動き出します。

その支援を受けるためには、被害の状況を調査（被害認定調査）する必要がありますが、片付けや修理をしまつと調査が困難になってしまつため、あらかじめ、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。

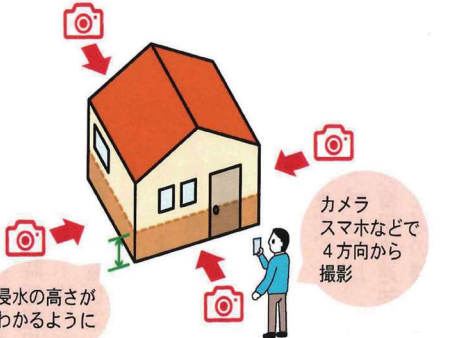
写真は、市から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際に役に立ちます。

※ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

○家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどなるべく4方向から撮るようにしましょう
- 浸水の跡は、すぐに消えてしまう場合があるので、浸水の深さがわかるように撮りましょう。

※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。



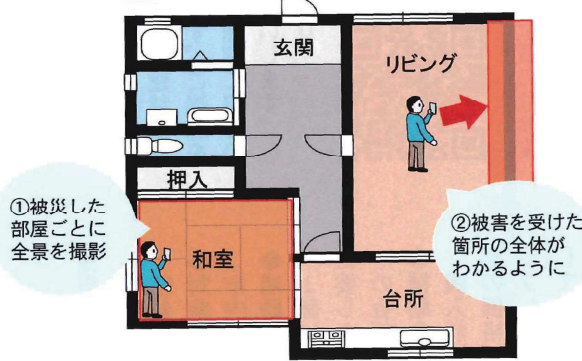
カメラ・スマホなどで4方向から撮影

浸水の高さがわかるように

○家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、2種類を撮ってください。
- ①被災した部屋ごとの全景
- ②被害箇所の「寄り」

●想定される撮影箇所
内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス 等



①被災した部屋ごとの全景を撮影

②被害を受けた箇所がわかるように

問合せ先
福祉事務所社会福祉係
(窓口⑥) ☎22216

税務課資産税係
(窓口⑧) ☎22218